

那須烏山市英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

那須烏山市英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託

(2) 業務の目的

英語に親しみ、英語を通じて外国の言語や文化、自国や郷土の文化に興味を持ち、意欲と想像力豊かな人材を育成するため、外国語指導助手をこども園、保育園、小中学校に配置し、児童生徒の豊かなコミュニケーション能力と広い視野や国際感覚を育む。

(3) 業務内容

別添「那須烏山市英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託に係る仕様書」(以下、仕様書という。)のとおり

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

2 契約金額の上限

51,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

- ・令和9年度の上限25,750,000円
- ・令和10年度の上限25,750,000円

3 実施形式

公募型

4 主な実施スケジュール

①プロポーザル実施の公告(公募開始日)	令和8年10月14日(水)
②実施内容等に関する質問受付期限	令和8年10月23日(金)
③実施内容等に関する質問に対する回答	令和8年10月30日(金)
④プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和8年11月11日(水)
⑤プロポーザル参加資格審査結果通知発送	令和8年11月16日(月)
⑥企画提案書及び見積書の提出期限	令和8年11月30日(月)
⑦プロポーザル審査委員会(プレゼン)	令和8年12月17日(木)
⑧審査結果の通知・公表	令和8年12月22日(火)

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく那須烏山市における入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 市から入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 令和8年度における那須烏山市の一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (4) 前項の登録がされていない者については、次に掲げる書類を提出すること。
- ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ②財務諸表
 - ③直近年度の国税の納税証明書（法人税及び消費税）（未納がないことが確認できるもの）
 - ④本社又は営業委託先の都道府県税（事業税及び都道府県税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 国、県、他の地方公共団体及び本市の指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (9) 国又は地方公共団体の類似事業についての受託実績があり、確実に履行できる者であること。

6 参加手続等

(1) 実施要領及び仕様書に関する質問照会及び回答

本プロポーザルへの参加に際し、この実施要領及び仕様書に関する質問事項がある者は、Microsoft Wordにて質問票を作成し、電子メールに添付して令和8年10月23日（金）午後5時までに提出してください。

照会に対する回答は、令和8年10月30日（金）までに電子メールにより質問者に回答するとともに、原則的に質疑回答集として全ての参加申込者に回答します。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、『プロポーザル参加申込書』（別紙1）を、持参、郵送又は電子メールにより令和8年11月11日（水）午後5時までに提出してください。（期限必着）

(3) 参加資格審査結果の通知

本プロポーザルへの参加申込みのあった者の参加資格の有無を審査し、その結果を、令和8年11月16日（月）までに通知します。

なお、参加資格がないと判断された者は、その理由について説明を求めることができます。

(4) 企画提案書及び見積書の提出

参加資格を有すると通知を受けた者は、本プロポーザルにより提案する企画提案書8部（正本1部、副本7部）、見積書1部及び実績報告書（任意様式で過去3年間のALT業務における契約年度・業務名・契約額・発注者名を一覧表で作成）1部を持参又は郵送により、令和8年11月16日（月）から令和8年11月30日（月）の午後5時までに提出してください。（期限必着）副本については、無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成してください。

なお、企画提案書作成にあたっては、仕様書に基づいた内容としてください。

また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

7 契約候補者の選定及び委託業者の決定について

(1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書の内容について確認するため、1社につき30分以内のプレゼンテーションを行っていただくとともに、その内容の質疑を行います。

- ① 日時 令和8年12月17日(木) ※開始時間等については別途連絡
- ② 場所 那須烏山市役所南那須庁舎2階 大会議室
- ③ 時間 1社30分以内とし、別に質疑応答で10分程度時間をとります。
- ④ 方法 当日、必要な機材や書類は提案者において準備してください。また、会場に入室できる人数は3名以内とします。なお、スクリーン及びホワイトボードは本市にて用意します。
- ⑤ 内容 プロポーザルの内容(15分程度)、ALTによる模擬授業(15分程度)
※時間内であればその他の項目を入れることも可能です。なお、公平性の観点から、会社紹介は不要としますので、社名は伏せてプレゼンテーションを行ってください。

(2) プロポーザル審査委員会の審査・契約候補者の選定

- ① 審査は、本市職員で構成する審査員が【審査項目】及び『プロポーザル評価基準』(別紙2)に基づきその審査を行い、審査員毎に、合計評価点の高い順に提案者の順位を付けます。なお、同一順位はつけないこととします。
- ② 全提案者の中で、各審査員が付けた1位の数が最も多かった者を契約候補者として選定します。なお、1位の数が同数の場合は、各審査員の合計評価点の総計が上位の者を選定し、さらに各審査員の合計評価点の総計も同じ場合は、審査委員会で協議の上決定します。
- ③ 上記に関わらず、各審査員の合計点の総合計点が満点の4割未満のときは、契約候補者として選定しません。

【審査項目】

- ①業務遂行の安定性
- ②業務内容の理解度
- ③企画提案内容の優良性
- ④必要経費

(3) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果については、令和8年12月22日(火)に全ての提案者に文書で通知します。
- ② 提案者への通知後、選定結果について次のとおり市ホームページに公表します。
ア 契約候補者の名称及び当該契約候補者に対し付けた合計評価点が1位の数
イ ア以外の提案者に対し付けた合計評価点が1位の数

(4) 契約候補者との協議

(2)により選定された契約候補者とは、企画提案書等の内容を基に委託契約の締結に向けた細目の協議を行うものとします。なお、協議及び調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合があります。また、この際、契約候補者との協議が調わなかったときは、(1)による順位が次いで高かった提案者を新たな契約候補者とし、委託契約の締結に向けた協議を行うものとします。

(5) 委託業者の決定

(4)による協議が調ったときは、委託契約を締結する委託業者と決定するものとし、

随意契約の手続を行うこととします。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- (2) 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て提案者側の負担とします。
- (3) 提出のあった企画提案書は、選定作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- (4) 提出のあった企画提案書は、返却いたしません。
- (5) 前記6(3)の参加資格結果の通知後、本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合、参加資格を満たさないことが判明した場合又は提出書類等の内容に虚偽があることが判明した場合は、失格とします。
- (6) プロポーザル方式による、候補者の決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、那須烏山市情報公開条例に基づき公開することがあります。

9 問合せ先及び提出先

〒321-0595

栃木県那須烏山市大金240番地

那須烏山市教育委員会 学校教育課 総務教育グループ 担当 鈴木

電 話：0287-88-6222（直通）

F A X：0287-88-2027

E-Mail：gakkohkyohiku@city.nasukarasuyama.lg.jp

別紙 1

プロポーザル参加申込書

令和 8 年 月 日

那須烏山市長 宛て

所在地

団体名

代表者名

連絡先

担当者名

那須烏山市英語コミュニケーション推進事業 A L T 業務委公募型プロポーザル
実施要領の規定に基づき、プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、同実施要領の 5 に掲げる参加資格の要件を全て満たしていることを誓約
します。

英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託プロポーザル評価基準

評価〔5点：優秀、4点：やや優秀、3点：普通（差異なし）、2点：やや劣る、1点：劣る〕

審査項目	評価の視点	全体に占める割合	配点	掛け率
■業務遂行の安定性	・ALT業務において、十分な実績を有しているか。	35	5	
	・ALT業務において、経験豊かな担当者による実施体制となっているか。		5	
	・ALTの採用基準（学歴資格・日本語能力の条件の明確化等）		5	
	・業務の質を確保するための研修（回数、期間、内容等）を行う体制が整っているか。		5	2
	・ALTの指導力不足との判断の際の研修方法は効果的か。			
■業務内容の理解度	・ALTの勤務状況の把握方法、勤務評価の方法、連絡体制、その他労務管理の体制は適切か。	15		
	・事故、トラブル等、緊急時に2時間以内の対応が可能な体制か。		5	
	・教育委員会、学校、保護者からの要望、苦情等に適切に対応できる体制となっているか。		5	2
■企画提案内容の優良性	・当事業の目的を理解し、それを実践する手段を有しているか。	40	5	
	・業務遂行への積極的な姿勢や意欲がみられるか。		5	2
	・児童生徒の学習意欲を高めるための工夫や外国語の授業を充実させるための具体的な進め方が提案できるか。		5	
	・年間指導計画、教科書及び教材に準拠したレッスンプログラムが充実しているか。		5	
	・充実した指導ができるための教材が整備され、それが活用されているか。		5	2
■必要経費	・模擬授業において、児童生徒の興味を引き付け、外国語に慣れ親しませるための効果的な工夫はあったか。	10	5	
	・授業外、課外活動等における児童生徒の英語力向上や教員の英語指導力向上に向けた具体的な提案はあるか。		5	2
	・経費が適切に積算されているか。		5	
計		100		

選定方法

- ① 審査は、本市職員で構成する審査員が【審査項目】及び『プロポーザル評価基準』（別紙2）に基づきその審査を行い、審査員毎に、合計評価点の高い順に提案者の順位を付けます。なお、同一順位はつけないこととします。
- ② 全提案者の中で、各審査員が付けた1位の数が最も多かった者を契約候補者として選定します。なお、1位の数が同数の場合は、各審査員の合計評価点の総計が上位の者を選定し、さらに各審査員の合計評価点の総計も同じ場合は、審査委員会で協議の上決定します。
- ③ 上記に関わらず、各審査員の合計点の総合計点が満点の4割未満のときは、契約候補者として選定しません。